

保障内容 ※「ご契約に際しての留意事項」、中面の「特約について」もあわせてご覧ください。

給付金/保険金	お支払事由	お支払金額
災害入院給付金	ケガで2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数
疾病入院給付金	病気で2日以上継続して入院されたとき	基本入院給付金日額×入院日数
入院初期加算給付金	災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院をされたとき	基本入院給付金日額×下記の給付倍率×入院日数 (お申込時の選択により、100%・50%)×30日を限度
手術給付金	病気やケガで所定の手術を受けられたとき、または骨髄幹細胞移植を目的とした骨髄幹細胞採取手術を受けられたとき	基本入院給付金日額×下記の給付倍率 (手術1回につき、手術の種類により10倍・20倍・40倍)
健康祝金(無事故給付金)	入院給付金・手術給付金のお支払いがなかった場合、5年ごとおよび保険料払込期間満了時(終身払は65歳時)	基本入院給付金日額の10倍
特約家族年金・特約高度障害年金 [家族収入特約を付加した場合]	死亡または所定の高度障害状態になられたとき	特約家族年金額または特約高度障害年金額
特約特定疾病保険金 特約死亡・特約高度障害保険金 [低解約返戻金特則付特定疾病保障 終身保険特約を付加した場合]	所定の三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に罹患、または死亡・高度障害状態になられたとき	特約保険金額
保険料払込免除 [疾病障害による保険料払込免除特約を付加した場合]	高度障害状態、または所定の身体障害状態になられたとき ※疾病障害による保険料払込免除特約に關しましては、特約パンフレットまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。	—

※この特約を付加しなかった場合には、疾病を原因として所定の身体障害状態になられた場合でも保険料払込免除にはなりません。

ご契約に際しての留意事項

ファミリーエール [FAMILY YELL]は、新医療保険(120日型/解約返戻金なし特則・無事故給付特則付)の販売名称です。

■支払限度について

給付金	支払限度	通算支払限度
災害入院給付金	1入院120日	1095日
疾病入院給付金	1入院120日	1095日
入院初期加算給付金	災害入院給付金、 疾病入院給付金 それぞれについて30日	災害入院給付金、 疾病入院給付金 それぞれについて540日
手術給付金	お支払い回数の限度はありません。 (ただし、骨髄幹細胞採取手術の場合は、保険期間を通じて1回を限度とし、責任開始日から、その日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いします。また、手術の種類によっては、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。)	

- 災害入院給付金と疾病入院給付金は重複してお支払いしません。
- 入院初期加算給付金の日額は、基本入院給付金日額×(※50%または100%)となります。
※基本入院給付金日額×50%が1,000円単位でない場合は、基本入院給付金日額×100%での取扱になります。
- 骨髄幹細胞採取手術による手術給付金は、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合には、お支払いの対象となりません。また、骨髄幹細胞採取手術の場合、手術給付金のお支払いは保険期間を通じて1回を限度とし、責任開始日から、その日を含めて1年を経過した日以後の手術に対してお支払いします。
- この保険では、主契約のみにご加入の場合、死亡・高度障害になられたときにお支払いする金額はありません。
- この保険には、下記の特則が付加されています。

名称	内容	留意事項
無事故給付特則	被保険者が判定期間満了時に生存し、かつ、判定期間中に入院給付金・手術給付金のお支払いがなかったときに無事故給付金をお支払いいたします。	この特則を解約することはできません。
解約返戻金なし特則	この保険の解約返戻金はありません。	
短期入院保障特則	被保険者が2日以上継続して入院されたときに入院給付金をお支払いいたします。	

- 無事故給付特則の判定期間は契約日から5年ごととし、最終の判定期間は保険料払込期間満了時(終身払の場合は65歳時)までとなります。したがって、最終の判定期間は5年未満となる場合があります。

- 終身払の場合、無事故給付特則は最終の判定期間満了時(65歳時)に消滅するものとし、将来に向かってこの保険契約の保険料を改めます。
- この保険には満期保険金はありません。また、保険期間・保険料払込期間の変更、払済保険・延長定期保険へのお取扱いはできません。
- 終身保険特約を付加した場合を除いて、契約者貸付および保険料の自動振替貸付のお取扱いはできません。
- この保険は無配当保険となっておりますので配当金はありませんが、その分保険料は割安となっております。このパンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

◆ご契約の際には「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください

- 「契約概要」は、ご契約のお申込みを検討いただく際に保険商品の内容などをご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意ください事項を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項およびご契約者に必要な保険の知識を記載したものです。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

「ご契約のしおり・約款」記載事項の例

- 契約申込の撤回等(クーリング・オフ)について
- 健康状態・職業などの告知義務について
- 保険金・給付金などを支払わない場合または保険料のお払込みを免除できない場合について
- 解約と解約返戻金について
- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化による生命保険契約への影響の可能性について

- ◆ 保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている疾病・医療保険です。「保険種類のご案内」は当社のライフプラン・コンサルタントが所持しております。また最寄りの支部にもございますのでご覧ください。

- ◆ パンフレットに記載しております様々なお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内での取扱いとなります。
- ◆ 当社のライフプラン・コンサルタントは、お客さまと当社の保険契約締結の媒介をする者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって生命保険契約は、お客様からのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

あなたのライフプラン・コンサルタント

ジブラルタ生命保険株式会社
 本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
 TEL 0120-37-2269
※営業時間:PHSからのご利用になります。

ジブラルタ生命のホームページ <http://www.gib-life.co.jp>
 日本におけるフルテック・ファイナンシャルのホームページ <http://www.prudential.jp>

ジブラルタ生命はヘルマーク運動に協賛しています

日社済 笑顔サポート計画

ジブラルタ生命は、公益財団法人 日本社会福祉弘済会が実施する「日社済 笑顔サポート計画」を応援しています。

FAMILY YELL
ファミリーエール

新医療保険(120日型/解約返戻金なし特則・無事故給付特則付)[無配当]

団体扱

いつも笑顔でいてほしいから。
がんばるご家族へ
 大きな声援、贈ります!

作者 尾崎わたる 作品名「いって来いませ」/アートビリティ登録作品

[アートビリティ]とは、障がいのある者の芸術活動支援と、彼らの所得支援を目的とする事業体です。

ファミリーエールは、がんばるあなたを 充実の医療保障で一生守り続けます。



共通部分 ● 30歳男性(被保険者) ● 口座振替扱 ● 疾病障害による保険料払込免除特約付加

ご契約例 新医療保険部 分 ● 保険料払込期間/65歳 ● 保険期間/終身 ● 基本入院給付金日額/1万円(入院初期加算給付金は基本入院給付金日額×100%を指定)

健康祝金 (無事故給付金) 入院・手術がなかったら、5年ごとにうれしい**健康祝金** (無事故給付金) **10万円**が受取れます。



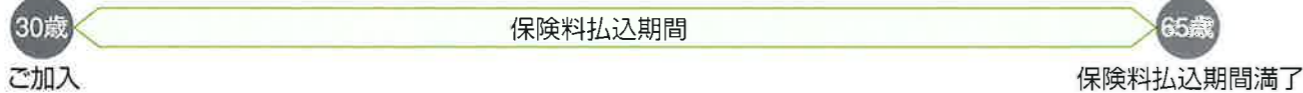
費用がかさむ入院初期に
入院初期加算給付金 (入院1日につき) **10,000円**

病気・ケガによる入院に
災害・疾病入院給付金 (入院1日につき) **10,000円**

病気・ケガによる手術に
手術給付金 (手術1回につき) **最高40万円**

安心保障が一生続きます！

病気やケガで所定の障害状態のとき、以後の保険料の払込は不要です。



あなたに「入院」や「万が一」のことが起きたとき、 ファミリーエールの3つの「サポート」が応援します。

FAMILY YELL SUPPORT

入院時1日あたりの自己負担費用は…
平均 16,000円

※治療費・食事代・差額ベッド代等を含む。(高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額)
生命保険文化センター「平成22年度 生活保障に関する調査」より

1ヵ月以内の入院(在院)が**8割**。入院初期にこそ、手厚い保障が必要です。

■推計退院患者数の在院期間の構成割合



入院開始から30日間は、
入院給付金日額合計20,000円で
手厚く保障します。

基本入院給付金 日額10,000円 + 入院初期加算給付金 日額10,000円
(基本入院給付金日額×100%を指定した場合)

●入院開始後31日目から120日目までは、基本入院給付金日額10,000円を保障します。

たとえ入院が長期化してしまっても、
1入院120日のロング保障なので、安心が続きます。

入院・手術をされなかった場合、
5年ごとに10万円*の**健康祝金**(無事故給付金)を
お受け取りになれます。 *基本入院給付金日額10,000円の10倍の金額

SUPPORT 1

万が一のとき、遺されるご家族のために、確かな**生活保障**が必要です。

■世帯主に万が一のことがあった場合、
残された家族のために必要と考える生活資金

平均年間必要額 **344万円** 平均必要年数 **16.8年間**

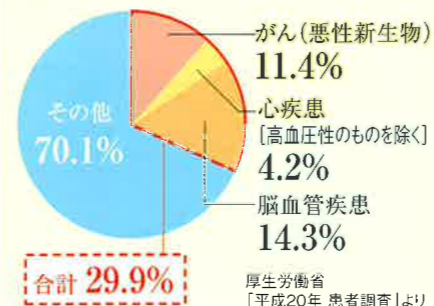
生命保険文化センター
「平成21年度 生命保険に関する全国実態調査」より

「**家族収入特約**」を付加することで、
あなたに万が一のことがあっても
遺されたご家族が毎月定額の年金を
お受け取りになれます。

SUPPORT 2

入院患者の約3人に1人が、**三大疾病**が原因という調査結果があります。

■傷病分類別推計入院患者数の割合



「**三大疾病**(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)」に
手厚い保障を準備できる特約をご用意。
治療費やリハビリ費など、
経済的負担をカバーできます。
しかも**保障は一生**続きます。

SUPPORT 3

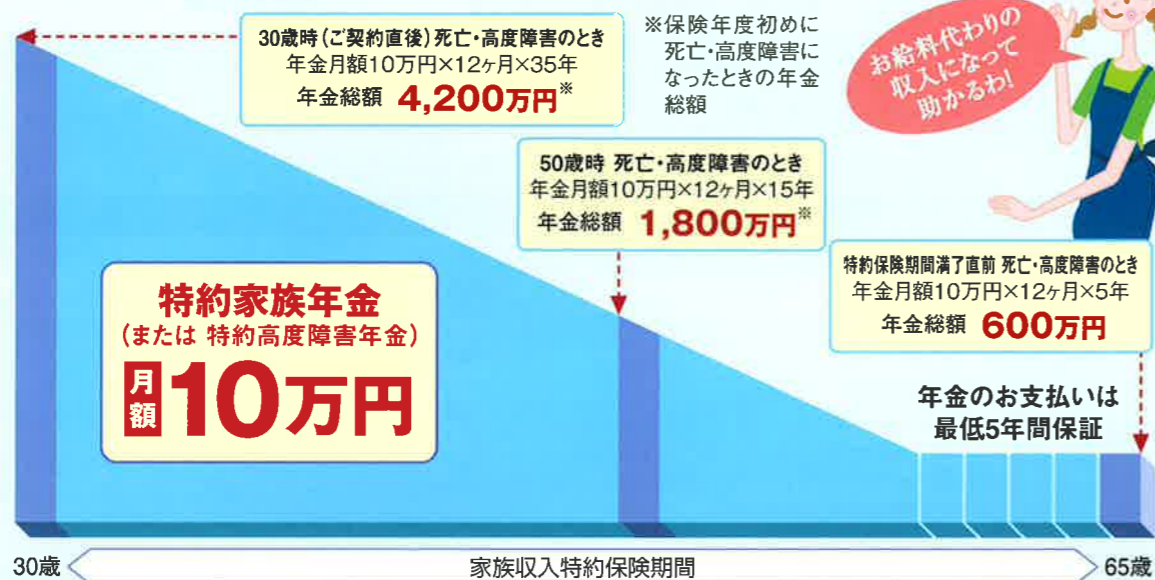




ファミリーエールの選べる2つの保障タイプで、必要な安心を、より大きく準備できます。

ご契約例 家族収入特約部分 ●保険料払込期間／65歳 ●保険期間／65歳 ●特約家族年金月額／10万円 ●月払保険料／15,119円(新医療保険部分を含めた保険料です)

頼れる医療保障に加え、万一の場合には、
ご家族の生活保障として**毎月年金をお受取り**になれます。



●家族収入特約に関しては、特約パンフレットまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【家族収入特約】

- 年金の受取人は、特約家族(特約高度障害)年金の受取りに代えて、いつでも将来の年金現価の全部または一部につき、一時支払を請求することができます。ただし、一部一時支払の場合、一部一時支払後の年金月額が当社所定の金額以上となる必要があります。
- 特約家族(特約高度障害)年金の支払事由発生後に受取人が死亡した場合、受取人の法定相続人に将来の特約家族(特約高度障害)年金の現価を一時にお支払いいたします。
- 保険期間満了日からその日を含めて前5年以内に死亡し、または高度障害状態に該当して年金をお支払いする場合には、保険期間は死亡または高度障害状態になられた日を起算日として以降5年経過した日までとします。

【疾病障害による保険料払込免除特約】

- 主約款中の保険料払込免除事由に該当されたときのほか、疾病により所定の身体障害状態になられた場合、以後の保険料のお払込みが免除になります。
- この特約の保険料は、この特約が付加されている保険契約および他の特約の保険料の合計額に基づいて計算されます。
- この保険契約に付加されている他の特約が消滅・減額・変更される場合、またはこの保険契約に他の特約が中途付加される場合には、この特約の保険料も更改されます。
- この特約の保険期間および保険料払込期間は、この特約の責任開始期から、この特約が付加されている保険契約および他の特約の保険料払込期間がすべて満了するまでとなります。

もっとワイドな備えを!

あなたのニーズにきめ細かくお応えできる、
多彩な特約もご用意しました。

【終身保険特約】

- この特約を付加した場合、主契約の被保険者が死亡もしくは高度障害状態になられたとき特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお支払いします。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)
- この特約を付加することで、保険料の自動振替貸付、契約者貸付などの制度がご利用いただけます。

【保険料の自動振替貸付】

主契約の保険料及び主契約に付加されている特約の保険料について保険料の払込がないまま猶予期間が過ぎた場合、終身保険特約の解約返戻金(※1)の範囲内で当社が自動的に保険料を立て替える制度です。貸付金の利息は当社所定の利率で計算いたします。また、自動振替貸付の元金返済は一括返済、分割返済のいずれでも可能です。保険金や解約返戻金(※2)のお支払い時などには自動振替貸付の元金を差し引いて精算します。

【契約者貸付】

保険契約者に対して一時的に必要な資金をお貸しする制度です。貸付金額の範囲は、終身保険特約の解約返戻金の9割以内です。(※1※3)貸付金の利息は当社所定の利率で計算いたします。また、契約者貸付の元金返済は一括返済、分割返済のいずれでも可能です。保険金や解約返戻金(※2)のお支払い時などには契約者貸付の元金を差し引いて精算します。

- ※1. 主契約に平準定期保険特約・低解約返戻金特約付特定疾病保障終身保険特約・特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、それらの解約返戻金も合算して取り扱います。
- ※2. 給付金は精算の対象とはなりません。
- ※3. 主契約に平準定期保険特約・低解約返戻金特約付特定疾病保障終身保険特約・特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合、契約者貸付の貸付限度は、各特約により異なります。この特約の保険料払込方法は主契約と同一になります。

【新医療女性疾病入院特約(120日型)】

- 対象となる女性特定疾病については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 女性疾病入院給付金の支払対象は1泊2日の入院からになります。(短期入院保障特約が付加されています。この特約の解約はできません。)
- 女性疾病入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
- 1回の入院についての女性疾病入院給付金の支払限度は、120日となります。 ※ただし、お支払い日数を通算して1095日を限度とします。

【新医療成人病特約(120日型)】

- この特約の給付は、成人病入院給付金および成人病手術給付金で構成されています。
- 対象となる成人病は以下の通りです。
●がん(悪性新生物) ●心疾患 ●高血圧性疾患 ●糖尿病 ●脳血管疾患 (詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。)
- この特約の対象となる所定の手術については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
- 成人病入院給付金の支払対象は1泊2日の入院からになります。(短期入院保障特約が付加されています。この特約の解約はできません。)
- 成人病入院給付金日額×入院日数をお支払いします。
- 成人病手術給付金は、手術の種類により成人病入院給付金日額に、10、20、または40を乗じて算定します。同時に2種類以上の支払対象となる手術を受けられたときは、もっとも給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ成人病手術給付金が支払われます。
- 1回の入院についての成人病入院給付金の支払限度は、120日となります。 ※ただし、お支払い日数を通算して1095日を限度とします。

【新医療女性疾病入院特約(120日型)】 【新医療成人病特約(120日型)】 共通事項一

- この特約は主契約(新医療保険<120日型>/解約返戻金なし特約・無事故給付特約付)に付加してご契約いただけます。
- この特約の保険期間・保険料払込期間・保険料払込方法は主契約と同一になります。
- この特約には解約返戻金はありません。(解約返戻金なし特約が付加されています。この特約の解約はできません。)

その他の特約

- 新医療入院一時金特約
- 新医療がん特約
- 平準定期保険特約
- 特定疾病保障定期保険特約
- 先進医療特約
- 特定損傷特約
- 災害死亡給付特約
- 傷害特約
- リビングニース特約
- 介護前払特約
- 指定代理請求特約
- 疾病障害による保険料払込免除特約

※その他の特約に関しては、それぞれの特約パンフレットまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



死亡保障重点タイプ

ご契約例 低解約返戻金特約付 特定疾病保障終身保険特約部分 ●保険料払込期間／65歳 ●保険期間／終身 ●特約特定疾病保険金／500万円 ●月払保険料／20,563円(新医療保険部分を含めた保険料です)

入院費用が高額になりがちな**三大疾病(がん 急性心筋梗塞 脳卒中)**に対し、
手厚い保障をご用意! 万一の備えにもなります。



※特定疾病保障終身保険特約は低解約返戻金特約付のため、保険料払込期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金特約付としなかった場合の70%となります。

- 右記の「特約について」もご覧ください。
- 低解約返戻金特約付特定疾病保障終身保険特約に関しては、特約パンフレットまたは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

【低解約返戻金特約付 特定疾病保障終身保険特約】

低解約返戻金特約付特定疾病保障終身保険特約のお支払事由について

この特約の保険期間中、つぎのいずれかに該当された場合、特約特定疾病保険金を一括してお受取りになれます。

がん^{※1}(悪性新生物) 「上皮内がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は対象外です。	初めてがんにかかったと医師によって診断確定されたとき(ただし、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日以後にかかったがんが対象になります。)
急性心筋梗塞^{※2} 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等は除く)	急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中^{※2} 脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭窄	脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

- ※1. 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。
- ※2. 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

- 死亡、または高度障害状態になられたときは、原因が三大疾病でなくても、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお受取りになれます。 ※特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、この特約は消滅し以後の保障はなくなります。
- 一生涯にわたって、特定疾病・死亡・高度障害に対する保障を得られます。
- この特約は低解約返戻金特約付です。特約保険料払込期間中の解約返戻金を、低解約返戻金特約付としなかった場合の70%とすることにより、低廉な保険料水準を実現しております。

三大疾病保障重点タイプ

